

自治体が持つ個人情報 政府への安易な提供やめよ

10月21日 決算特別委員会 自衛隊募集や重要土地調査と市民の個人情報提供で太田秀子市議

● 自衛隊への名簿提供について

札幌市は2022年から、自衛隊員の隊員募集への協力という名目で、18歳と22歳になる市民の名簿を、自衛隊札幌地方協力本部に紙媒体で提供しています。法定受託事務であり自治体に義務はありません。実際に、氏名、住所、生年月日、性別といった4情報すべてではなく、提供していない自治体や、氏名と住所の2情報のみを提供している自治体もあります。

太田市議の、「なぜ4情報としていいのか」「自衛隊からの協力要請があった2月21日以降に、名簿提供の中止を求める市への要望は何件か」と質問。本山スマートシティ部長は、「住民基本台帳上特段の問題を生ずるものではない」と提供を正当化。一方で、8団体から中止の要望が寄せられていると答えました。

高校卒業予定者のリクルート（求人活動）については、教育的配慮から家庭訪問が禁止され求人は学校を通じたものとするなどの規制があり、太田氏は、配慮もなく自衛隊を特別扱いし、本人同意がないまま名簿提供をし続けられないように重ねて求めました。

● 重要土地等調査法について

また、自衛隊駐屯地や在日米軍基地、原発などの周辺地域や国境離島などにある土地や建物の利用を規制する「重要土地等調査法」に基づく施設が、市内に4地域6施設が対象とされていることについて、当該地域で規制される、「(自衛隊基地等の)施設等の機能を阻害する行為とは」「機能阻害行為がではないかという情報が寄せられた場合の本市の対応」について質問。小野寺部長の、国の窓口に情報を提供するように案内するとの答弁に、

太田氏は、国や住民が機能を阻害する行為の何を問題とし、何が問題とされているのか、市は全く把握できない仕組みになっている指摘しました。

法律では、阻害行為の定義は、政府が柔軟に解釈でき、その調査の範囲なども政府が拡大解釈できることになっていて、住民や関係者の個人情報を調べて、阻害行為と「推認される」、いわゆる事実らしいと認めると、自治体に情報照会することも可能とされています。太田氏は、市民の権利を侵害する危険もあり、「安易に住民の情報を提供すべきではない」と質問。小野寺部長は、「必要に応じて照会元に確認した上で、必要最小限の事項について回答する」と答え、再度、対象地域の不動産価値が低下することも考えられるので、広報さっぽろなどを活用した市民への周知を求めました。

運営を引き継ぐ「法人の考え聞く」

10月23日 決算委員会 ヒバクシャ会館との連携で市が答弁 太田市議

札幌市は、平和都市宣言普及啓発事業として、今年度330名が参加した平和訪問団、平和パネル展、10区での原爆パネル展などを実施し、被爆体験語り部派遣事業では事業開始以降最多となる36校の派遣を予定しています。

こうした事業について、太田市議は、「市民が平和について主体的に考え、世代を超えて思いを共有することが、平和都市宣言を有効なものにする」とのべ、被爆体験者の高齢化や語り部が少なくなっている等の課題にかかわり、人材育成についてどのように考えているのかと質問。

田口繁治部長は、『「平和のつどい」において広島市、長崎市と連携し、被爆体験伝承者を招聘しており、今年度については、長崎の伝承者による講和を行ったほか、被爆体験に限らず、様々な戦争や被爆の体験を後世に伝えていくことが重要であると考え、現在23名分の戦争体験の証言映像を収録し、札幌市平和バーチャル資料館で公開しているところ」と取り組みを紹介しました。

太田市議は、日本被爆者団体協議会のノーベル平和賞受賞を紹介し、人材育成への引き続く努力を要請するとともに、ノーモア・ヒバクシャ



会館を運営する北海道被爆者協会が解散するなかで、会館の機能を今後も存続させていくことの大切さについて質問。田口部長は「会館運営を引き継ぐ予定の法人の考えもお聞きしながら、今後どのように連携していけるのか協議してまいりたい」と意向を示しました。